	高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	自主救急応援市町村	その他の市町村
	当該一部事務組合又は広域連合を組織する市町村の数が二である場合にあつては〇・七〇、三以上五以下である場合にあつては一、八〇以上九以下である場合にあつては一、三五以上一、六以下である場合にあつては二、一〇以上二、四以下である場合にあつては二、四〇円	当該一部事務組合又は広域連合を組織する市町村の数が二である場合にあつては、二、五九〇円、三以上五以下である場合にあつては一、七二〇円、六以上九以下である場合にあつては一、二九〇円以上一、六二〇円以下である場合にあつては一、三五〇円	当該一部事務組合又は広域連合を組織する市町村の数が二である場合にあつては、一、〇三〇円、三以上五以下である場合にあつては六八〇円、九以上一二以下である場合にあつては八五〇円、一三以上一六以下である場合にあつては一、〇二〇円

第三条第一項第三号イの表第五号中「当該市町村立の小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同表第六号中「小学校又は中学校に」を「小学校若しくは義務教育学校の前期課程、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程に」に、「小学校にあつては八八、〇〇〇円」を「小学校又は義務教育学校の前期課程にあつては九七、〇〇〇円」に、「中学校にあつては七三、〇〇〇円」を「中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程にあつては八〇、〇〇〇円」に改め、同表第七号中「小学校に」を「小学校及び義務教育学校の前期課程に」に、「中学校に」を「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に」に改め、同表第十一号中「額とする。」の下に「なお、資本費、有収水量及び高料金対策の繰出基準額は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。」を加え、同号一算式の符号中「164円」を「146円」に改め、「。この場合における資本費及び有収水量は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。」を削り、同号二中「。この場合における資本費及び有収水量は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。」を削り、同号二の次に次のように加える。

三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道事業」という。）であつて、統合水道事業として平成二十七年四月二日以降に開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から統合水道における高料金対策の繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（C－D）×α＋D（C－Dが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

C　統合前の上水道事業又は統合前の簡易水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

D　統合水道における高料金対策の繰出基準額

α　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

第三条第一項第三号イの表第十三号を次のように改める。

十三　病院に要する経費があること。	医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第十号一の表第五号及び同条第一項第一号の表第十号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

第三条第一項第三号イの表第十九号一中「一七八円」を「一八九円」に、「一七五円」を「一七七円」に改め、同号算式の符号中「175円」を「177円」に改め、同表第二十六号算式中「365,000円」を「407,000円」に改め、同表第三十五号中「第二欄第九号」を「第九欄第九号」に、「四六、五〇〇円」を「四一、九〇〇円」に、同号算式中「54,000円」を「80,000円」に改め、同表第四十号中「合併特例法」を「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「合併特例法」という。）」に改め、同表第四十三号一算式中「915,000円」を「1,000,000円」に、同号一算式の符号中「小学校及び中学校」を「小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及